

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和3年4月21日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000261 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100001 号

## 第 1 結論

昭和 60 年\*月から昭和 61 年 3 月までの請求期間及び昭和 62 年 4 月から昭和 63 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 40 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 60 年\*月から昭和 61 年 3 月まで

：② 昭和 62 年 4 月から昭和 63 年 2 月まで

私は、20 歳になった時、父親と一緒に社会保険事務所（当時）へ行き国民年金の加入手続を行った。保険料についても父親が納付していたはずである。請求期間①及び②の納付記録がないのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 4 月頃に払い出されたものとみられ、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請求者の国民年金加入手続が初めて行われ、その際に、一旦は、請求者が 20 歳に到達した昭和 60 年\*月\*日に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。なお、その数か月後の昭和 63 年 7 月 8 日には、上述の資格取得日を昭和 61 年 4 月 1 日へ訂正していることが確認できる。

このことは、請求者が所持する年金手帳の国民年金の記録（1）欄に、昭和 60 年\*月\*日に第 1 号被保険者として資格を取得し、昭和 61 年 4 月 1 日に資格を喪失したことが記載されており、これらを二重線で抹消し訂正印が押されていることとも符合する。

しかしながら、上述の事務処理について、日本年金機構は、当時の資料がないことから訂正理由は不明と回答していること及び、請求者が居住していた A 市は、記録の資料については既に廃棄済のため保管がないと回答していることから、当該事務処理が行われた事情は不明である。

また、請求者は、父親が請求期間①及び②に係る保険料を納付してくれたと陳述しているところ、i) 請求者は、請求期間①及び②の国民年金の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする父親は既に亡くなっていることから保険料納付状況の詳細は不明であること、ii) 上述のとおり、訂正処理が行われた昭和 63 年 7 月において、請求期間①については、請求者が国民年金に未加入であること、iii) 請求者は、「国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)」(昭和 63 年 12 月 7 日作成)を所持しており、当該通知書において、請求期間②については、未納期間とされていることから、請求者の父親が、請求期間①及び②に係る保険料を納付したことを推認することはできない。

さらに、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金記録は、厚生年金保険の手帳記号番号である「\*」で管理されていたはずである旨主張している。しかし、この記号番号「\*」については、請求者が昭和 60 年 2 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険の手帳記号番号であり、国民年金の手帳記号番号ではない上、基礎年金番号(平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号)は、平成 9 年 1 月時点で請求者が加入していた国民年金の手帳記号番号である「\*」で付番されていることから、制度上、厚生年金保険の記号番号である「\*」によって国民年金の記録を管理することはない。

加えて、請求者の主張に沿って、父親が請求者に係る請求期間①の保険料を納付するためには、上述の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出され、当該別の手帳記号番号に基づき被保険者資格を取得していなければ、制度上、請求期間①の保険料を納付することができなかつたこととなる。しかし、上述のとおり昭和 63 年 4 月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、請求期間①に係る国民年金の被保険者資格を取得していた形跡は見当たらない。

このほか、父親が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000264号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100001号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年10月1日から平成4年7月10日まで  
請求期間のうちの2、3か月ほどA社B店に勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。請求期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の氏名を記憶している上、請求者が同社に勤務していた旨回答及び陳述している同僚がいることから、期間の特定はできないものの請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、請求期間の資料を保管していないため、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、A社の社会保険事務担当者は、請求期間当時の担当者に確認したところ、高齢であり社会保険に係ることは何も覚えていなかった旨陳述している。

さらに、A社における請求者の雇用保険の加入記録は確認できない上、オンライン記録によると、請求期間に係る同社の厚生年金保険被保険者記録の整理番号は連番であり、請求者の被保険者記録は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管していない旨回答及び陳述している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。